



目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [平成24年1月から3月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札執行課\)](#)
- [加須都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [草加都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [平成22年埼玉県告示第526号の一部を改正する告示\(障害者福祉推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [清算法人大串土地改良区の清算人退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [清算法人大串土地改良区の役員退任届\(東松山農林振興センター\)](#)
- [大里用水土地改良区の役員就任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [小島土地改良区の役員退任届\(大里農林振興センター\)](#)
- [神鳥荻島土地改良区の役員就任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [手子林第三土地改良区の役員就任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [羽生領島中領用排水路土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [小林土地改良区の役員就退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく基本測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [県道三郷幸手自転車道線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成24年度\)6月・7月分の共同購入に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県立病院の料金収納業務委託\(経営管理課\)](#)
- [平成23年度埼玉県議会情報公開の実施状況\(政策調査課\)](#)
- [平成24年第1回技能検定員等資格審査に伴う公示\(運転免許課\)](#)

告 示

埼玉県告示第四百七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年四月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人越谷市住まい・まちづくりセンター
- 三 代表者の氏名
若色 欣爾
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市宮本町二丁目百八十五番地十二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、埼玉県越谷市及び周辺地域において住宅地の良好な住環境の維持管理や景観まちづくりの活動を支援し、良好な地域コミュニティの醸成を推進し、住宅地の資産価値向上に寄与する。さらにこの活動を通し、住まいに関する新たなビジネスを創出し地域経済の活性化を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四百八十号

小川町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行つた者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認 証 日
小川町	平成二十二年度 平成二十三年度	地籍図 六十四枚 地籍簿 一冊	腰越五（大字腰越の一部）	平成二十四年 四月九日

告 示

埼玉県告示第四百八十一号

平成二十四年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第四百八十二号

加須市から加須都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十二号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百八十四号

平成二十二年埼玉県告示第五百二十六号（埼玉県総合リハビリテーションセンター
 一条例別表第一の知事が別に定める額について）の一部を次のように改正し、公布
 の日から施行する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

表身体検査（試験検査を除く。）の項及びツベルクリン反応検査及び予防接種の
 項を次のように改める。

身体検査（試験検査を除く。）	一回につき	二、八三〇円
ツベルクリン反応検査	一回につき	四、〇四〇円
ツベルクリン ジフテリア・百日せき・破傷風 混合	一回につき	四、六五〇円
反応検査及び ジフテリア・破傷風混合	一回につき	四、七二〇円
予防接種 ポリオ	一回につき	三、一八〇円
麻しん風しん混合	一回につき	八、八五〇円
麻しん	一回につき	五、四三〇円
風しん	一回につき	五、五四〇円
日本脳炎	一回につき	六、六〇〇円
破傷風	一回につき	三、八一〇円
結核（BCG）	一回につき	六、一六〇円
インフルエンザ	一回につき	四、八四〇円
A型肝炎	一回につき	七、二八〇円
狂犬病	一回につき	一三、一〇〇円
水痘（水ぼうそう）	一回につき	七、三六〇円
肺炎球菌	一回につき	八、〇八〇円
肺炎球菌（結合型）	一回につき	九、六九〇円
B型肝炎	一回につき	五、七一〇円
ヒトパピローマ（子宮頸がん・ 組換え沈降二価ヒトパピローマ ウイルス様粒子ワクチン）	一回につき	一四、四七〇円
ヒトパピローマ（子宮頸がん・ 組換え沈降四価ヒトパピローマ	一回につき	一五、七八〇円

ウイルス様粒子ワクチン	H i b (ヒブ)	ムンプス (おたふくかぜ)	ロタウイルス (経口弱毒性ヒト ロタウイルスワクチン)
一回につき	一回につき	一回につき	一回につき
七、九一〇円	五、六二〇円	一三、三三〇円	

告示

埼玉県告示第四百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

上高野ショッピングセンターA棟

埼玉県幸手市大字上高野字本村前八百十二番地 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 喜多川憲一

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 高鷲光洋

八 変更年月日

平成二十四年三月一日

二 届出年月日

平成二十四年三月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズタウン幸手（西館）

埼玉県幸手市大字上高野字本村前七百四十五番地 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 喜多川憲一

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 高鷲光洋

八 変更年月日

平成二十四年三月一日

二 届出年月日

平成二十四年三月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズタウン幸手（東館）

埼玉県幸手市大字上高野字本村前七百八十四番地 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 喜多川憲一

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 高鷲光洋

八 変更年月日

平成二十四年三月一日

二 届出年月日

平成二十四年三月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第四百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エムズタウン三郷中央

埼玉県三郷市谷中二百六十八番地 外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ開発 代表取締役 喜多川憲一

（変更後）株式会社マルエツ開発 代表取締役 高鷲光洋

八 変更年月日

平成二十四年三月一日

二 届出年月日

平成二十四年三月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ティワイビル

埼玉県北本市中央三丁目四十五外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ウエルパーク 代表取締役 山田一雄

（変更後）株式会社ウエルパーク 代表取締役 柿内宏一

ハ 変更年月日

平成二十一年十月一日

ニ 届出年月日

平成二十四年三月三十日

二 縦覧期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

山大ビル

埼玉県川越市南台三丁目二番地の一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社クックサン 代表取締役 大林義一

東京都立川市栄町六丁目一番地の二

有限会社河村ランドリー 代表取締役 河村幸七

埼玉県入間市高倉一丁目二番の三

（変更後）株式会社クックサン 代表取締役 岩本慎明

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社カワムラ 代表取締役 河村佳樹

埼玉県入間市高倉一丁目二番の三

ハ 変更年月日

平成十八年十月十三日外

ニ 届出年月日

平成二十四年三月三十日

三 縦覧期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日本ファイルコン若狭北ビル（いなげや所沢狭山ヶ丘店）

埼玉県所沢市若狭一丁目二千九百三十八番2

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社クックサン 代表取締役 大林義一

東京都立川市栄町六丁目一番地の二

株式会社ウエルパーク 代表取締役 山田一雄

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

（変更後）株式会社クックサン 代表取締役 岩本慎明

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社ウエルパーク 代表取締役 柿内宏一

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

ハ 変更年月日

平成二十一年六月十七日外

ニ 届出年月日

平成二十四年三月三十日

二 縦覧期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

町田ビル

埼玉県鶴ヶ島市大字脚折百三十七番地の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社クックサン 代表取締役 大林義一

東京都立川市栄町六丁目一番地の二

（変更後）株式会社クックサン 代表取締役 岩本慎明

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

八 変更年月日

平成二十一年六月十七日外

二 届出年月日

平成二十四年四月三日

二 縦覧期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越いせはらショッピングプラザ

埼玉県川越市伊勢原町三丁目二番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社クックサン 代表取締役 大林義一

東京都立川市栄町六丁目一番地の二

株式会社ウエルパーク 代表取締役 山田一雄

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

（変更後）株式会社クックサン 代表取締役 岩本慎明

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社ウエルパーク 代表取締役 柿内宏一

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

ハ 変更年月日

平成二十一年六月十七日外

ニ 届出年月日

平成二十四年三月三十日

二 縦覧期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第四百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

寿産業ビル

埼玉県八潮市中央二丁目十三番地七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社クックサン 代表取締役 大林義一

東京都立川市栄町六丁目一番地の二

（変更後）株式会社クックサン 代表取締役 岩本慎明

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

ハ 変更年月日

平成二十一年六月十七日外

二 届出年月日

平成二十四年四月三日

ニ 縦覧期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年八月十三日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第四百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）西上尾ショッピングセンター

埼玉県上尾市今泉（大谷北部第二土地区画整理事業地内）

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

・ 意見趣旨

ショッピングセンターに隣接する上尾駅西口～ロッセリア交差点の道路は、西上尾第二団地および西上尾第一団地と上尾駅とを結ぶ東武バスの幹線路線であり、ショッピングセンター開設に伴う交通渋滞を最優先で回避し、定時運行確保を願う。

・ 指摘 上尾道路（国道十七号）さいたま方面 ショッピングセンターへの進入

説明会では、ショッピングセンターへの左折進入を促すために、愛宕神社付近の入口 およびショッピングセンターを周回し入口 ・ からの進入を前提とした施設設計および交通誘導を行うとしていた。

この場合、入口 は上尾道路交差点から至近距離にあり、渋滞発生、バスの定時運行を妨げること必至である。また入口 ・ は周回ルートでのアプローチかつモール棟から離れた位置に駐車場があり、積極的に車両が入口 ・ へ迂回するとは考えづらい。入口 であふれた車両が入口 に向かい、バス路線の交通妨げを助長すると想定される。

・ 指摘 ショッピングセンター 上尾道路北方（工事中）への出場

上尾道路北方は現在工事中だが、将来的に上尾道路が延伸された際には事業者として当然のことながら北方からの集客を想定していると理解する。

その際、左折進入・出場の原則により現在の設備設計では出口 ・ からマミーマート交差点を経由し上尾道路交差点、もしくは出口 ・ から愛宕神社近くのＴ字交差点を経由し上尾道路交差点の二段階の交差点を必ず通過することになり、上尾駅 第二団地行きバス路線および第一団地 上尾駅

行きバス路線の定時運行を妨げること必至である。

- ・ 改善案 一 入口 の専用車線設置、入口 場内ゲート直後の左折禁止
上尾道路から交差点右折した車が入口 の進入待ちであふれバス路線をふさがぬよう、上尾道路交差点へ入口 にシヨッピングセンター進入の専用車線を設け、バス運行を含む上尾駅方面への円滑な交通を確保願う。また、入口 のゲート直後で駐車場探しの車両が進入路をふさがぬよう、シヨッピングセンター中ほどの交差点まで車両を直進誘導するよう願う。

- ・ 改善案 二 および改善案 入口 出口 の信号付き交差点化
上尾道路に面する入口 出口 を信号付き交差点とし、さいたま方面から入口 への直接進入を可能とし、バス路線への直接影響を回避する。

また、出口 から上尾道路北方への直接出場を可能とし、出場車が周辺交差点を二段階通過することによる周辺交通の渋滞悪化を防ぐ。

なお、上尾道路北方延伸の際には、上尾道路の立体交差化が予定されており、上尾道路通過車は信号付交差点の影響を受けない前提である。また、上尾道路の将来的な立体化に支障ない交差点設計を願う。

- ・ 以上、バス定時運行や周辺道路の円滑な交通確保の観点から、最優先課題として適切な設計、運営を願う。

二 縦覧期間

平成二十四年四月十三日から平成二十四年五月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県中央地域振興センター

告示

埼玉県告示第四百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十三年十二月十四日解散認可した比企郡吉見町大串土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
埼玉県比企郡吉見町大字大串二千三百五十四番地	金子利樹	同
同	小島公雄	同
同	内山利男	同
同	村田芳雄	同
同	金子富男	同
同	内山辰弥	同
同	小野川秀明	同
同	高宗一	同
同	高實	同
同	岩崎勤	同
同	砂生茂	同
同	大室清一郎	同
同	金子友行	同
同	金子豊治	同
同	野原清治	同
同	岩崎日出夫	同
同	加藤雄	同
同	國嶋勇吉	同
御所百二十三番地		

告 示

埼玉県告示第四百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、清算法人大串土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
監 事	源 間 政 義	埼玉県比企郡吉見町大字大串千三十一番地
同	野 原 一 一	同 同 同 同 二千五百六十六番地一
同	小 島 克 生	同 同 同 同 二千三百二十五番地

告 示

埼玉県告示第四百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大里用水土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	野 口 一 雄	埼玉県熊谷市久保島千六百四十五番地

告 示

埼玉県告示第四百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、小島土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	野 村 福 明	埼玉県熊谷市妻沼小島二千五十二番地

告示

埼玉県告示第五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、神鳥荻島土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	萩原和夫	埼玉県羽生市大字喜右工門新田千四百十五番地

告示

埼玉県告示第五百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
手子林第三土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のと
おり届出があった。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	吉岡憲一	埼玉県羽生市大字上手子林八百五十六番地
同	増田晃三	同 同 同 下手子林二千三百十四番地一

告示

埼玉県告示第五百二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

職名	氏名	住所
理事	五月女 孝	埼玉県羽生市大字今泉三十一番地

告示

埼玉県告示第五百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
小林土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	藤浪 昭	埼玉県久喜市菖蒲町小林千三百六十一番地三
同	松本 清	同 千五百二十五番地
同	長谷川 榛政	同 二千四百五十九番地一
同	島田 俊夫	同 二千六百九十三番地
同	島田 久己	同 二千四百四十七番地一
同	荻島 稔	同 二千八百二十九番地二
同	島田 進	同 二千八百二十一番地
同	原 敏夫	同 二千八百八十五番地
同	吉崎 準	同 三千四十四番地
同	長谷川 勲	同 三千二十二番地
同	嘉村 和也	同 二千二百八十八番地
同	萩原 米三	上栢間三千九百三番地
同	小沢 一義	同 三千七百七十二番地
同	萩原 信一	同 三千百六十二番地
同	岡田 光市	同 三千二百九十六番地
同	三須 忠一	下栢間二千八百九番地
同	藤村 喜一	同 千九百八十二番地
監事	藤浪 省三	小林二千五百七番地
同	長谷川 祐次	同 二千九百四十九番地
同	平井 正	下栢間二千六百十一番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	原 昌男	埼玉県久喜市菖蒲町小林二千六百七十六番地
同	吉崎 亘	同 千三百七十四番地二
同	岡田 光市	上栢間三千二百九十六番地

告 示

埼玉県告示第五百四号

平成二十三年埼玉県告示第九百七十二号で公示した基本測量（国土調査に伴う基準点測量）は、平成二十四年二月二十五日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百五号

平成二十三年埼玉県告示第六十号で公示した基本測量（河川事業に伴う水準測量）は、平成二十四年三月十七日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百六号

平成二十三年埼玉県告示第千五百五十三号で公示した基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う精密測地網高度地域基準点測量）は、平成二十四年二月二十九日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百七号

平成二十三年埼玉県告示第九百七十一号で公示した公共測量（数値地形図データ作成・数値地形図データ更新）は、平成二十四年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である久喜市長田中暄二から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百八号

平成二十三年埼玉県告示第四百七十九号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十四年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である志木市長長沼明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百九号

平成二十三年埼玉県告示第四百四十号で公示した公共測量（新座駅南口第二土地区画整理事業 出来形確認測量）は、平成二十四年三月十五日終了した旨測量計画機関の長である新座市長須田健治から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十号

平成二十三年埼玉県告示第千五百二十一号で公示した公共測量（デジタルエリアセンサー（DMC、GPS/IMU）による空中写真撮影 撮影縮尺一万分の一）は、平成二十四年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十一号

平成二十三年埼玉県告示第千五百号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十四年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である川越市長川合善明から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十二号

平成二十三年埼玉県告示第九百六十九号で公示した公共測量（数値撮影）は、平成二十四年三月二十三日終了した旨測量計画機関の長である児玉郡美里町長原田信次から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五百十二号

日高市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年四月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 大 島 秀 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 三郷幸手自転車道線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
三郷市鷹野一丁目一三番一地先から 同市鷹野一丁目四八九番四地先まで	三郷市鷹野一丁目一三番一地先から 同市鷹野一丁目四八九番四地先まで		区 間
三・ 〽九・	三・ 〽七・		敷地の幅員 (メートル)
三八八・	三八・		延 長 (メートル)
国土交通省鷹野一丁目堤防整 備工事			備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年四月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克 季

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十四年四月十三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福 島 克 季

<p style="text-align: center;">二十六号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 番 号</p>
<p style="text-align: center;">建築基準法 第四十二条 第一項第四号</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 種 類</p>
<p style="text-align: center;">平成二十四年二月 二十六日</p>	<p style="text-align: center;">指 定 の 年 月 日</p>
<p style="text-align: center;">埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百四十五ノ三下八 百四十八ノ五十四 埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十一ノ一ノ八 百五十一ノ二 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字薬師七百九十三ノ三千 一ノ七百九十三ノ二十五 埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷字北番田七百九十一ノ四 十九ノ七百九十一ノ四十四</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 位 置</p>
<p style="text-align: center;">百七・八〇メートル 三十九・〇〇メートル 二十九・〇〇メートル 十三・〇〇メートル</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 延 長 (単位メートル)</p>
<p style="text-align: center;">二十・〇〇メートル 九・〇〇メートル 六・〇〇メートル 六・〇〇メートル</p>	<p style="text-align: center;">指 定 道 路 の 幅 員 (単位メートル)</p>

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年三月二十六日

指令越建セ第二二〇〇一三一号

二 検査済証番号

平成二十四年四月九日

越建セ第二一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字内田四丁目二千二百七十八番四、五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田三丁目一九一―一五

細井自動車 株式会社 代表取締役 細井 勝保

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年三月二十三日

指令越建セ第二三〇〇六四一号

二 検査済証番号

平成二十四年四月九日

越建セ第二六一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道仏五百四十六、五百四十五―一、五百四十四―一、

五百四十三―一、五百四十二―一、五百三十五、五百三十六、五百三十七、

五百三十八、宮代町道仏土地区画整理事業施行地内五十五街区

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市岩槻区諏訪三―一―三三

大賀建設 株式会社 代表取締役 須賀 洋介

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年二月二十四日

指令越建セ第二三〇〇二三一号

二 検査済証番号

平成二十四年四月十日

越建セ第二七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島七百九十五―四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島七百九十五番地

吉田 友則

告 示

埼玉県病院事業告示第八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

灯油 JIS 1号 418,300リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年6月1日から平成24年7月31日まで

(4) 納入場所

- ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター
- イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地 埼玉県立がんセンター
- ウ 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地 埼玉県立小児医療センター
- エ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 国又は地方公共団体と今回競争入札に付する物品等の納入実績を有すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-13-3

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 柳・田村

電話048-830-5973（直通） ファクシミリ048-830-4905

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(3) 入札説明会

なし。

(4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年5月24日（木）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成24年5月23日（水）午後5時まで（必着）

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成24年5月24日（木）午前11時30分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第

2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平成24年5月8日（火）午後4時までに次のいずれかの方法で提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の場所へ郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は、書留郵便とし期限内に必着のこと。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年4月20日（金）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosine JIS(No.1) 418,3000

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m., May 24, 2012 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., May 23, 2012)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5973

告 示

埼玉県病院事業告示第九号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、次に掲げる施設の料金のうち、患者自己負担分に係る未収金収納事務を次のとおり委託した。

平成二十四年四月十三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 施設の名称

埼玉県立循環器・呼吸器病センター埼玉県立がんセンター埼玉県立小児医療センター埼玉県立精神医療センター

2 受託者の住所、名称及び代表者氏名

大阪府大阪市中央区今橋一丁目六番十九号 弁護士法人 開明法律事務所

代表社員 田中 英一

3 委託期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会情報公開条例（平成十一年埼玉県条例第二号）第十四条の規定により、平成二十三年度の公文書の公開の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十四年四月十三日

埼玉県議会議長 小島 信昭

請求の受付件数及び処理件数

受付件数		処理件数		
平成二十前年度か 三年度受らの繰越 付件数	件数	公開	部分公開	非公開
二八一	一	八十一	一九二	十二
		計	計	八二
				平成二十四 年度への繰 越件数
				一

告 示

埼玉県公安委員会告示第70号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成24年4月13日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

キ 牽引免許に係る教習指導員審査

ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査

コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

平成24年5月15日（火）及び5月16日（水）

イ 技能審査

平成24年6月16日（土）、6月19日（火）、6月20日（水）、6月21日（木）及び
6月22日（金）

ウ 面接審査

平成24年6月16日（土）、6月27日（水）、6月28日（木）及び6月29日（金）

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

平成24年4月13日（金）から4月27日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

告 示

埼玉県公安委員会告示第81号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年4月13日

埼玉県公安委員会委員長 青 葉 昌 幸

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
財団法人 埼玉県交通教育協会	名 称	財団法人 埼玉県交通教育協会	一般財団法人 埼玉県交通教育協会
	代表者の氏名	嶋田 久仁彦	鈴木 美孝